

入札監理小委員会における審議の結果報告

診療放射線技師国家試験事業外 5 試験事業

診療放射線技師国家試験事業外 5 試験の実施に関する事務のうち、地方厚生局又は四国厚生支局が行う出願受付、試験会場の確保、試験運営、合格発表等については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 23 年度実施分から 3 年間に契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. ディスインセンティブの設定等について

（実施要項（案）P 12～13、P 23～25）

【論点】

- 診療放射線技師国家試験事業外 5 試験を適正、確実かつ公正に実施する観点から設定したディスインセンティブにおける重度と軽度の不備の内容について、明確に整理すべき。
- 重度の不備が生じた場合の契約の解除については、請負報酬の支払いの記載の中ではなく、別に項立てしてある契約解除の規定の中で整理すべき。
- 違約金の支払いが生じる場合について整理すべき。

【対応】

- 民間事業者の責めに帰すべき事由により、試験問題の漏洩や、正味の試験時間の大幅な確保漏れなど、重度の不備が生じ試験の有効性に影響を及ぼしたと認められた場合には、当該試験における当日の試験場の運営に係る契約金相当額の支払いを行わないものとして整理。
- 答案用紙の回収漏れや受験票の誤発送など、重度の不備には該当しない場合についても、不備が生じた業務に係る契約金相当額の 5% を減額する仕組みを整理のうえ設定。

- 契約解除に関する規定については、実施要項（案）23ページ「⑪契約の解除」及び24ページの「⑫契約解除時の取扱い」の記載の中で整理。さらに、契約を解除した場合の取扱いとして、民間事業者は、請負事業を厚生労働省に引き継ぐための処理について、責任を持って対応しなければならない旨を新たに規定。
- 契約解除の規定に基づいて契約を解除した場合に、民間事業者は違約金を支払うこととなる旨を明示。

2. 従来の実施状況に関する情報の開示について（実施要項（案）P42）

【論点】

- 従来の実施方法の業務フローについて、市場化テストの対象となる業務を分かりやすく表示すべき。

【対応】

- 本省の業務と地方厚生局の業務を分け、市場化テストの対象業務と対象ではない業務を明確にした。さらに、市場化テストの対象となる各業務について、実施要項（案）の該当ページを記載し、見やすい業務フローとした。

以 上